

## 香美市木のおもちゃプレゼント事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、新しい命を家族に迎えるという大切なときに、乳幼児に向けて香美市産材を使用した木製品をプレゼントすることで、木の良さを五感で感じてもらう機会を設けることで、「木とふれあい、木に学び、木でつながる」という木育の取り組みを通して、将来の「木づかい運動」へとつながるきっかけとなることを目的として市が行う香美市木のおもちゃプレゼント事業（以下「この事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、香美市とする。

### (対象乳児)

第3条 この事業の支給対象乳児（以下、「対象乳児」という）は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年4月2日以後に出生した者
- (2) 出生後、満1歳の誕生日の前日までに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳へ記録がなされた者又は本市が実施する母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条に規定する新生児の訪問指導又は同法第19条に規定する未熟児の訪問指導（以下「新生児訪問」という）の対象となる者

### (申込者)

第4条 この事業の申込者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 対象乳児を養育している父母その他これに準ずる者
- (2) 申込みの段階で本市の住民基本台帳に記載されている者であって、対象乳児と同一世帯に属する者

### (贈呈品の内容等)

第5条 この事業で贈呈するものは、主に香美市産材を使用して市内又は県内の事業者（以下「協賛事業者」という。）が製作する木製品（以下「木製品」という。）とする。贈呈する木製品は、乳児向けの木製品（以下「お誕生記念品」という。）と、乳幼児向けの木製品（以下「木のギフト」という。）の2種類とする。

- 2 お誕生記念品は新生児訪問などの際に対象乳児に贈呈し、市が選定した2～3種の木製品から申込者が選ぶ1種を贈呈する。お誕生記念品は、対象乳児1人当たり2千円を限度とした木製品とし、市が予算の範囲内で選定する。
- 3 木のギフトは、香美市公式ホームページに、木製品の写真、サイズ、樹種、協賛事業者（製作者）、代価（申込者負担額）、送付に要する期間などの情報を掲載する。
- 4 木のギフトは、申込者からの申込みを市が受理し決定した対象乳児に対して、前項から申込者が選んだ1種を贈呈する。対象乳児1人当たり1万円を上限としてその代価を市が負担し、1万円を超過する場合は申込者が超過分を負担するものとする。

(お誕生記念品の贈呈)

第6条 市長は、お誕生記念品を対象乳児に贈呈する。贈呈は、本市が実施する新生児訪問などを利用するほか、送付にて行うこととする。

- 2 市長は、お誕生記念品の贈呈と一緒に、木のギフトの申込案内を行うように努める。
- 3 お誕生記念品の贈呈は、対象乳児1人につき1回までとする。

(木のギフトの申込み)

第7条 木のギフトの贈呈を受けようとする申込者は、対象乳児の満1歳の誕生日の前日までに、事業申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により期限内に提出することができなかった場合は、この限りではない。

- 2 事業申込書に記入する申込者住所は住民票に記載される現住所とし、木のギフトの送付先住所となる。申込から送付までの間に住所が変更となる場合、送料等の追加費用は申込者の負担とする。ただし、申込者の責に帰さない場合はこの限りではない。
- 3 事業申込みは、香美市公式ホームページの申込サイトからの送信により、それに代えることができる。

(木のギフト贈呈の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込みを適当と認める時は、申込者の養育する対象乳児に対して木のギフトを贈呈するものとする。ただし、第5条第4項に規定する超過分が生じる場合は、申込者の負担後とする。

- 2 木のギフト贈呈の決定後に申込内容に変更や資格の失格等が生じ、それに伴って追加費用が発生した場合は、申込者にその負担を求めることができる。ただし、申込者の責に帰さない場合はこの限りではない。
- 3 市長は、木のギフトの贈呈を、協賛事業者に委託することができる。
- 4 木のギフトの贈呈は、対象乳児1人につき1回までとする。(事業協力)

第9条 お誕生記念品又は木のギフトの贈呈を受けた対象乳児を養育する申込者は、贈呈品の申込み内容確認や受取確認などに対して、協力するように努めなければならない。

- 2 申込者、協賛事業者、お誕生記念品の贈呈を受けた対象乳児を養育する父母及びその他これに準ずる者は、この事業の効果等確認や改善並びに普及を目的とするアンケートが送付された場合、協力するように努めなければならない。

(資格の失格)

第10条 申込者がお誕生記念品又は木のギフトの贈呈を受け取るまでの間に、次の各号いずれかに該当した場合は、その受給資格を失うものとする。

- (1) 木のギフトの1万円を超過する申込者負担金の支払いがないとき
- (2) 贈呈品の受け取りを行わないとき
- (3) 市長がプレゼントの贈呈を適当でないと認めたとき

(プレゼントの返還)

第11条 市長は、虚偽の申込みその他不正な手段により、お誕生記念品又は木のギフトが贈呈されている者がいる場合は、当該贈呈品の全部又は当該贈呈品と同等の額の返還を

命ずることができる。

- 2 前項の規定による当該贈呈品の返還命令については、香美市木のおもちゃプレゼント事業返還命令書（様式第2号）により申込者に通知するものとし、当該通知を受けた申込者は、市長が定める期限までに返還しなければならない。

（台帳整備）

第12条 市長は、香美市木のおもちゃプレゼント事業木のギフト贈呈台帳（様式第3号）を備え付け、必要事項を記録しなければならない。

- 2 市長は、前項の贈呈台帳をお誕生記念品又は木のギフトの贈呈日から5年間保管しなければならない。

- 3 市長は、香美市木のおもちゃプレゼント事業お誕生記念品贈呈台帳を備え付け、必要事項を記録しなければならない。ただし、台帳は新生児訪問記録等により代用することができる。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

この告示は、令和2年8月12日から施行する。

この告示は、令和3年6月22日から施行し、令和3年4月1日からの申し込みから適用する。

この告示は、令和3年8月5日から施行し、令和3年4月1日からの申し込みから適用する。

様式第1号（第7条関係）

## 香美市木のおもちゃプレゼント事業申込書

香美市長 様

私は、香美市木のおもちゃプレゼント事業実施要綱第7条の規定に基づき、木のギフトを申し込みます。

申込日		年	月	日
出生児 (対象乳児)	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住民票 住所	〒 ※住民票の登録されている住所を記入してください。 香美市		
保護者 (申込者)	氏名			
	お届け先 住所	<input type="checkbox"/> 上記の住所と同じ（チェックを入れてください。） 上記住所と異なる場合は住民票住所を下記にご記入ください。 〒		
	連絡先			
希望する 木のギフト	名称			
	記号番号			
広報活動等へのご協力（チェックを入れてください。） <input type="checkbox"/> はい（製品が届いた後に、市の広報誌等への掲載のお願いでご連絡させていただく場合がございます。） <input type="checkbox"/> いいえ				
<b>【申込みの注意事項】</b> ※ 申込みいただいた個人情報は、香美市木のおもちゃプレゼント事業の適正な実施と効果確認の目的に使用します。 ※ 自己負担ありの木のギフトを選ばれた場合、負担金の振込先をご連絡いたします。振込が確認できてから、申込みが受理されます。振込手数料は申込者の負担となる場合があります。 ※ お選びいただいた木のギフトによっては、お届けに数か月必要な場合があります。 ※ 申込み後、住所（お届け先）等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。変更に伴う費用が発生した場合は、申込者にご負担いただくことがあります。				

様式第2号（第11条関係）

香美市木のおもちゃプレゼント事業返還命令書

第 号  
年 月 日

様

香美市長



年 月 日付で申込みをして受領された香美市木のおもちゃプレゼント事業の贈呈品について、下記のとおり返還を命じます。

記

1. 返還理由	
2. 返還品 (又は返還金額)	
3. 返還期限	
4. 特記事項	

様式第3号（第12条関係）

年度生まれ 香美市木のおもちゃプレゼント事業 木のギフト贈呈台帳

番号	出生児 氏名	生年月日	保護者 氏名	住所	申込書 受取日	木の ギフト 記号番号	振込先 通知日	納品 完了日	備考

※年度生まれで管理する（4/2～翌年4/1生まれの対象乳児を就学年度単位で記載する）

※「番号」は年度生まれの台帳ごとに1番からの通し番号とする。

※「振込先通知日」は、10,000円を超過する木のギフトの場合のみ記載し、それ以外は「-ハイフン」とする。